

## 白河市 介護職員初任者研修 及び 実務者研修 資格取得支援事業

～介護分野に就労する方を応援します！！～

### 1. 趣 旨

慢性的に人材が不足している介護の分野における人材の確保を図るため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）と実務者研修（旧ホームヘルパー1級）の資格取得を支援します。

### 2. 内 容

白河市に住所を有し、①一般求職者で白河市内、西白河郡および東白川郡の介護事業所などに就労する意欲のある方、又は②介護事業所等で就労している方が、介護職員初任者研修又は実務者研修を受講した後、予算の範囲内において研修受講に要する費用を補助します。

### 3. 補助対象経費

研修受講に要する経費

※入会金、交通費、保険料、分割払いによる手数料、追試等に係る追加費用及び還付金などは、補助の対象外となります。

### 4. 補助上限額

介護職員初任者研修	上限6万円
実務者研修	上限20万円

### 5. 補助対象者

介護職員初任者研修資格取得者	10名
実務者研修資格取得者	5名



### 6. 補助の要件

下記（1）又は（2）のいずれかに加え、（3）～（6）の全てを満たす方

（1）一般求職者で、R7年度内に研修を修了し、白河市内、西白河郡および東白川郡内に所在する介護事業所などで就労すること、又は R7年度内に内定を得ていること

（2）介護事業所等と雇用契約を締結し就労している方

（3）申請日以前から白河市民であり、申請日に市税の滞納がないこと

**裏面に続く**

(4) 研修を受講する前に補助金の申請を行うこと

※経過措置として、R6に研修を受講した者についても申請可能

(5) 補助対象経費について、白河市の補助金以外の補助その他の支援を受けていないこと

(6) 研修終了報告書を提出するまでに研修の受講に要する経費の支払いを終えていること

※ 申請をご希望の方は、研修を受講する前に高齢福祉課へご相談ください。

★申込み・問い合わせ先★

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所 高齢福祉課 高齢者支援係

電話 0248-28-5519